

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年11月30日（令和5年（行情）諮問第1089号）

答申日：令和6年5月31日（令和6年度（行情）答申第101号）

事件名：特定の開示決定等で特定されるべき文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙1の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙1の2に掲げる文書1ないし文書41（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和5年9月4日付け防官文第18483号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、原処分の取消し等を求める。

2 審査請求の理由

審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

(1) 一部に対する不開示決定の取消し。

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべきである。

(2) 不開示処分の対象部分の特定を求める。

「一部」という表現では、具体的な箇所を知ることができない。これでは総務省情報公開・個人情報保護審査会の審議において意見を申し立てるに当たって具体的な箇所の特定に支障が生じるものである。

またこのような表現では、交付された複写に本来不開示とされていない箇所に誤って被膜が施されても審査請求人は確認することができない。

更に「情報公開事務処理の手引」（平成30年10月 総務省行政管理局情報公開・個人情報保護推進室）が、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確になるように開示を実施する必要がある」（24頁）と定めており、「部分開示（部分不開示）の範囲（量）が明確」になっているかを確認する上でも不開示箇所の具体的な特定が求められる。

(3) 電磁的記録についても特定を求める。

電磁的記録が存在すれば、それについても特定を求める。

(4) 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

(5) 複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める。

開示決定通知書に明示されていないので、法に従い、複写媒体としてDVD-Rが選択できるよう改めて決定を求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、令和5年9月4日付け防官文第18483号により、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(2) 審査請求人は、「不開示処分の対象部分の特定を求める」として、不開示箇所の具体的な特定を求めるが、原処分において不開示とした部分は開示決定通知書により具体的に特定されており、当該通知書の記載に不備はない。

(3) 審査請求人は、「電磁的記録についても特定を求める」としているが、本件対象文書は、紙媒体で管理されている行政文書であり、電磁的記録を保有していない。

(4) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本件対象文書の他に本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

(5) 審査請求人は、「複写媒体としてDVD-Rの選択肢の明示を求める」としているが、当該主張は開示の実施の方法に係る不服であって、法19条1項に基づいて諮問すべき事項にあたらぬ。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年11月30日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年12月15日 審議
- ④ 令和6年5月24日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、他の文書の特定、不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 先例答申について

(1) ところで、本件においては、当審査会が、既に本件と同旨の審査請求に係る諮問に対し、令和5年度（行情）答申第651号（以下「先例答申」という。）として判断を示していることが、当審査会に顕著である。また、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、諮問庁としては、先例答申の第5に記載されている諮問庁の説明内容は、全て本件においても同趣旨を維持するとのことであった。

(2) そこで、以下においては、上記（1）に述べたところを前提として検討する。

(3) ちなみに、本件対象文書は、別紙の2記載の41文書であるところ、先例答申における対象文書（以下「先例対象文書」という。）は42文書となっているが、先例答申の内容と本件対象文書を対比すると、これは本件対象文書である文書35が、先例答申の事案においては、案文の1枚目とその余の部分に分けて開示されたことから2つの開示文書として扱われたことによるものであって、本件対象文書と先例対象文書は、各文書の文書番号は異なるが、同一の文書であると認められる。

3 本件対象文書の特定の妥当性について

当審査会において改めて審議したところ、本件対象文書の特定の妥当性については、先例答申における対象文書の特定の妥当性の結論と判断を異にすべき事情は認められないことから、これと同様の結論に至った。その判断理由は、先例答申のうち、別紙2に記載した部分と同一である（なお、2（1）ア中に「第3の3（1）」とあるのは、「第3の3（3）」に、同イ中に「文書42」とあるのは、「文書41」に改める。）。

4 不開示部分の不開示情報該当性について

当審査会において改めて審議したところ、この点についても、先例答申における不開示部分の不開示情報該当性の結論と判断を異にすべき事情は認められないことから、これと同様の結論に至った。その判断理由は、先例答申のうち、別紙3に記載した部分と同一である。

5 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とした決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 合田悦三, 委員 木村琢磨, 委員 中村真由美

別紙 1

1 (本件請求文書)

2019. 11. 5 - 本本 B 1 2 3 1 で特定されるべき文書の全て。* 「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」(平成17年8月3日 情報公開に関する連絡会議申合せ) が定める「遅くとも90日を超えないようにすること」に従えば、両決定が同時に諮問されることは想定され得ないので、改めて申合せに従って手続きを進めるように、改めて請求する次第です。

2 (本件対象文書)

- 文書1 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (3月, 4月)
- 文書2 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (5月)
- 文書3 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (6月)
- 文書4 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (7月)
- 文書5 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (8月)
- 文書6 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (9月)
- 文書7 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (10月)
- 文書8 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (11月)
- 文書9 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (12月)
- 文書10 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (1月)
- 文書11 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (2月)
- 文書12 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (3月)
- 文書13 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 他6件
- 文書14 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (機関等)
- 文書15 公務員宿舎使用料の徴収依頼について (会第15211号。平成28年12月5日) 他12件
- 文書16 公務員宿舎使用料の徴収依頼書 (他省庁)
- 文書17 合同宿舎使用料の改定について (関財統4第138号。平成29年3月13日) 他1件
- 文書18 合同宿舎使用料の改定について (関財東管2第303号。平成29年3月9日) 他3件
- 文書19 出納整理期間後に振替を行う場合の公務員宿舎貸付料の歳入所属年度について (関財立管第207号。平成29年3月15日) 他2件
- 文書20 出納整理期間後に振替を行う場合の公務員宿舎貸付料の歳入所属年度について (関財浜管第145号。平成29年3月15日) 他1件
- 文書21 出納整理期間後に振替を行う場合の公務員宿舎貸付料の歳入所属年度について (関財千管第169号。平成29年3月10日)

日) 他 1 件

- 文書 2 2 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 8 1 9 5 号。2 8 . 4 . 1 8) 他 1 4 件
- 文書 2 3 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 9 8 7 8 号。2 8 . 5 . 1 9) 他 1 5 件
- 文書 2 4 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 1 1 6 5 9 号。2 8 . 6 . 2 0) 他 1 5 件
- 文書 2 5 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 1 3 2 2 1 号。2 8 . 7 . 1 5) 他 1 5 件
- 文書 2 6 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 1 4 8 0 5 号。2 8 . 8 . 2 2) 他 1 5 件
- 文書 2 7 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 1 6 5 6 0 号。2 8 . 9 . 2 0) 他 1 5 件
- 文書 2 8 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 1 7 8 0 5 号。2 8 . 1 0 . 1 8) 他 1 6 件
- 文書 2 9 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 1 9 4 7 6 号。2 8 . 1 1 . 2 1) 他 1 6 件
- 文書 3 0 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 2 0 8 8 8 号。2 8 . 1 2 . 1 6) 他 1 6 件
- 文書 3 1 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 4 9 2 号。2 9 . 1 . 1 8) 他 1 4 件
- 文書 3 2 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 1 9 7 5 号。2 9 . 2 . 2 0) 他 1 5 件
- 文書 3 3 宿舎法施行規則第 1 9 条の調整にかかる報告について (防人厚第 3 8 9 6 号。2 9 . 3 . 2 1) 他 1 4 件
- 文書 3 4 単身赴任手当に係る認定等状況報告について (防人厚第 7 5 6 8 号。2 8 . 4 . 7)
- 文書 3 5 単身赴任手に係る認定等状況報告について (防人厚第 9 2 9 6 号。2 8 . 5 . 1 0) 他 7 件
- 文書 3 6 単身赴任手当に係る認定等状況報告について (防人厚第 1 0 9 3 0 号。2 8 . 6 . 7) 他 4 件
- 文書 3 7 単身赴任手当に係る認定等状況報告について (防人厚第 1 4 3 9 9 号。2 8 . 8 . 1 0) 他 1 件
- 文書 3 8 単身赴任手当に係る認定等状況報告について (防人厚第 1 7 3 2 7 号。2 8 . 1 0 . 6) 他 2 件
- 文書 3 9 単身赴任手当に係る認定等状況報告について (防人厚第 1 8 8 7 3 号。2 8 . 1 1 . 8)
- 文書 4 0 単身赴任手当に係る認定等状況報告について (防人厚第 2 0 1

56号。28.12.2)

文書41 単身赴任手当に係る認定等状況報告について（防人厚第112
8号。29.2.2)

別紙2（先例答申の「第5 審査会の判断の理由」中2の部分）

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

ア 本件請求文書は、行政文書ファイル管理簿に登録されている文書ファイル名「平成28年度 宿舍使用料関係」につづられている文書（行政文書ファイル管理簿上の文書分類は、作成・取得年度：2016年度，大分類：宿舍，中分類：宿舍管理，名称（小分類）：平成28年度 宿舍使用料関係）である。原処分を行った経緯は、上記第3の1に記載したとおりであり、また、上記行政文書ファイルは、上記第3の3（1）において説明するとおり、紙媒体でのみ管理しているものであり、電磁的記録では管理しておらず、保有していない。

イ また、当該行政文書ファイルを確認したところ、文書1ないし文書42（本件対象文書）が管理されていることを確認し、その他につづられている文書はなかった。

ウ 本件審査請求を受け、本件開示請求を受けた際と同様に、宿舍企画室の書庫、倉庫及びパソコン上のファイル等の再度の探索を行ったが、本件対象文書の外に、本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) 検討

ア 上記（1）アの諮問庁の説明に関し、当審査会事務局職員をしてe-Gov（電子政府の総合窓口）の「行政文書ファイル管理簿の検索」において確認させたところ、本件対象文書の「媒体の種別」欄に「紙」と記載されており、諮問庁の上記（1）アの説明に符合することが認められる。上記（1）ア及びイの諮問庁の説明には、特段不自然、不合理な点はなく、これを覆すに足りる事情も認められない。

諮問庁の上記（1）ウの探索の範囲等について、特段の問題があるものとは認められない。

イ そうすると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していない旨の諮問庁の説明は、不自然、不合理とまではいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

ウ したがって、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

別紙3（先例答申の「第5 審査会の判断の理由」中3の部分）

3 不開示部分の不開示情報該当性について

不開示部分の不開示情報該当性について、諮問庁は、上記第3の2のとおり（別表（略）のとおり）説明するので、当審査会において本件対象文書を見分したところにより、以下検討する。

（1）別表番号1に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、防衛省・自衛隊の起案者、決裁者及び担当者並びに関係省庁の職員の氏名、官職、職名及び個人の印影等が記載されていると認められる。

イ 標記不開示部分を不開示とする理由について、当審査会事務局職員をして更に確認させたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり補足して説明する。

当該不開示部分については、これらを公にすると、本件においては、特定の部署の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、そうすると、対象となった職員が萎縮するなど、個人の権利利益を害するおそれ、更には宿舎に関する業務や各職員の異動先の業務に関して執ように不当な開示請求が行われ、宿舎に関する業務に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、不開示とした。

ウ これを検討するに、当該不開示部分を公にすると、特定の職員を対象とした開示請求が繰り返し行われる可能性があり、防衛省が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとする旨の上記イの諮問庁の説明は、否定することまではできない。そうすると、当該不開示部分は、法5条6号柱書きに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

（2）別表番号2に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、防衛省・自衛隊及び関係省庁の職員の内線番号、FAX番号及びメールアドレスが記載されていると認められる。

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、当該不開示部分は一般に公開されていない情報であるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これらを公にすることにより、いたずらや偽計等に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障を来すなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるので、法5条6号柱書きに該当し、不開示としたことは妥当である。

（3）別表番号3に掲げる不開示部分について

ア 標記不開示部分には、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする防衛省・自衛隊の職員等の氏名、印影、所属部署、職務の級、号

俸、職員番号、異動事項、電話番号、自動車の保管場所等のほか、当該職員の家族等に関する情報、当該宿舎を退去後の住所、入居日又は退去日、当該宿舎の名称、所在地、戸番及び構造・規格等、当該職員が支払う月額使用料等に関する情報、単身赴任手当に係る認定等の状況等並びに宿舎管理人の氏名及び印影が文書ごとに一体として記載されていると認められる。

イ これを検討するに、当該不開示部分は、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員及び宿舎管理人ごとに一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものに該当すると認められる。

このうち、特定の公務員宿舎の貸与を受け又は退去等をする職員に係る部分については、法5条1号ただし書イないしハに該当する事情は認められない。

また、宿舎管理人に係る部分について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、公務員宿舎の管理業務は、宿舎に居住する住人に個別に委託しているものであり、公務員の職務遂行情報ではないとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことからすれば、当該部分は、法5条1号ただし書ハに該当せず、同号ただし書イ及びロに該当する事情も認められない。

そして、標記不開示部分は、いずれも個人識別部分であるから、法6条2項による部分開示の余地はない。

ウ したがって、当該不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

(4) 別表番号4に掲げる不開示部分について

標記不開示部分には、特定法人の内線番号が記載されていると認められる。

諮問庁によれば、当該法人の内線番号は、一般に公にされていない情報であり、これを公にすることにより本来の目的以外の電話が架かる可能性があるとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められないことから、当該不開示部分は、これを公にすることにより、当該法人の業務に支障が生じ、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、法5条2号イに該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示としたことは妥当である。

別表（不開示とした部分及び理由）

番号	文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	文書 1	1 枚目ないし 3 枚目， 5 枚目， 1 5 枚目， 1 6 枚目， 1 8 枚目， 2 0 枚目ないし 3 1 枚 目， 3 3 枚目， 4 3 枚 目， 4 4 枚目及び 4 6 枚目のそれぞれ欄外の 職名及び印影	個人に関する情 報であり，これを 公にした場合，特 定の個人を識別で き，又は特定の個 人を識別すること はできないが，公 にすることにより 個人の権利利益を 害するおそれがあ るとともに，国の 機関が行う事務に 関する情報であつ て，公にすること により，事務の適 正な遂行に支障を 及ぼすおそれがあ ることから，法 5 条 1 号及び 6 号柱 書きに該当するた め不開示とした。
	文書 2	1 枚目ないし 4 枚目の それぞれ欄外の職名及 び印影	
	文書 3	1 枚目ないし 8 枚目の それぞれの欄外の職名 及び印影	
	文書 4	1 枚目ないし 6 枚目の それぞれ欄外の職名及 び印影	
	文書 5	1 枚目ないし 4 枚目の それぞれ欄外の職名及 び印影	
	文書 6 ないし文書 8	1 枚目ないし 6 枚目の それぞれ欄外の職名及 び印影	
	文書 9	1 枚目ないし 3 枚目の それぞれ欄外の職名及 び印影	
	文書 1 0	2 枚目の欄外の職名及 び印影	
	文書 1 1	1 枚目ないし 4 枚目の それぞれ欄外の職名及 び印影	
	文書 1 2	1 枚目， 4 枚目， 6 枚 目， 1 6 枚目， 1 7 枚 目， 1 9 枚目及び 2 1 枚目ないし 2 6 枚目の	

		それぞれ欄外の職名及び印影， 2枚目の欄外の職名並びに3枚目の欄外の担当者名， 職名及び印影
	文書13	3枚目， 5枚目， 23枚目及び25枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに7枚目の欄外の担当者名
	文書14	1枚目ないし17枚目， 19枚目ないし28枚目， 30枚目， 31枚目， 33枚目， 35枚目， 37枚目ないし47枚目， 50枚目及び52枚目のそれぞれの欄外の職名及び印影並びに18枚目， 29枚目， 32枚目， 34枚目， 36枚目， 48枚目， 49枚目及び51枚目のそれぞれ担当者名
	文書15	7枚目， 14枚目， 24枚目ないし26枚目， 29枚目及び30枚目のそれぞれ担当者名並びに19枚目の欄外の職名及び印影
	文書16	1枚目， 2枚目及び7枚目ないし27枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに3枚目の担当者名
	文書18	1枚目及び2枚目のそれぞれ担当者名

	文書 2 1	3 枚目の担当者名	
	文書 2 2 ないし文書 3 3	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 3 4 ないし文書 3 6	2 枚目の一部（連絡先を除く。）	
	文書 3 8 ないし文書 4 1	1 枚目の一部（連絡先を除く。）	
2	文書 1 2	3 枚目の内線番号	<p>国の機関が行う事務に関する情報であって、公にすることにより、偽計等の対象とされ、緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど、国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法 5 条 6 号柱書きに該当するため不開示とした。</p>
	文書 1 3	7 枚目の欄外の連絡先	
	文書 1 4	1 8 枚目， 2 9 枚目， 3 2 枚目， 3 4 枚目， 3 6 枚目， 4 8 枚目， 4 9 枚目及び 5 1 枚目のそれぞれ内線番号及び F A X 番号	
	文書 1 5	3 枚目の内線番号， 7 枚目及び 1 4 枚目のそれぞれ内線番号及びメールアドレス， 2 4 枚目ないし 2 6 枚目のそれぞれ内線番号及び F A X 番号， 2 9 枚目のメールアドレス並びに 3 0 枚目の F A X 番号及びメールアドレス	
	文書 1 7	1 3 枚目のメールアドレス	
	文書 2 2 ないし文書 3 3	1 枚目の連絡先	
	文書 3 4 ないし文書 3 6	2 枚目の連絡先	
	文書 3 8 ないし文書 4 1	1 枚目の連絡先	

3	文書1	1枚目ないし47枚目のそれぞれ一部（1枚目ないし3枚目，5枚目，15枚目，16枚目，18枚目，20枚目ないし31枚目，33枚目，43枚目，44枚目及び46枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）	個人に関する情報であり，これを公にした場合，特定の個人を識別でき，又は特定の個人を識別することはできないが，公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから，法5条1号に該当するため不開示とした。
	文書2	1枚目ないし5枚目のそれぞれ一部（1枚目ないし4枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書3	1枚目ないし8枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書4	1枚目ないし6枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書5	1枚目ないし4枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書6ないし文書8	1枚目ないし6枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書9	1枚目ないし3枚目のそれぞれ一部（欄外の職名及び印影を除く。）	
	文書10	1枚目及び2枚目のそれぞれ一部（2枚目の	

		欄外の職名及び印影を除く。)
文書 1 1		1 枚目ないし 4 枚目のそれぞれ一部 (欄外の職名及び印影を除く。)
文書 1 2		1 枚目ないし 2 6 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目, 4 枚目, 6 枚目, 1 6 枚目, 1 7 枚目, 1 9 枚目及び 2 1 枚目ないし 2 6 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影, 2 枚目の欄外の職名並びに 3 枚目の欄外の担当者名, 職名, 印影及び内線番号を除く。)
文書 1 3		1 枚目ないし 3 2 枚目のそれぞれ一部 (3 枚目, 5 枚目, 2 3 枚目及び 2 5 枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに 7 枚目の欄外の担当者名及び連絡先を除く。)
文書 1 4		1 枚目ないし 3 1 枚目, 3 3 枚目, 3 5 枚目, 3 7 枚目ないし 5 2 枚目のそれぞれ一部 (1 枚目ないし 1 7 枚目, 1 9 枚目ないし 2 8 枚目, 3 0 枚目, 3 1 枚目, 3 3 枚目, 3 5 枚目, 3 7 枚目ないし 4 7 枚目, 5 0 枚目及び 5 2 枚目のそれぞ

		れ欄外の職名及び印影並びに18枚目, 29枚目, 48枚目, 49枚目及び51枚目のそれぞれ担当者名, 内線番号及びFAX番号を除く。)
文書15		1枚目, 2枚目, 4枚目, 6枚目ないし9枚目, 11枚目ないし27枚目及び29枚目ないし32枚目のそれぞれ一部(7枚目及び14枚目のそれぞれ担当者名, 内線番号及びメールアドレス, 19枚目の欄外の職名及び印影, 24枚目ないし26枚目のそれぞれ担当者名, 内線番号及びFAX番号, 29枚目の担当者名及びメールアドレス並びに30枚目の担当者名, FAX番号及びメールアドレスを除く。)
		28枚目の全て
文書16		1枚目ないし27枚目のそれぞれ一部(1枚目, 2枚目及び7枚目ないし27枚目のそれぞれ欄外の職名及び印影並びに3枚目の担当者名及び内線番号を除く。)
文書19		2枚目の管理人氏名
文書22		3枚目ないし5枚目の

	それぞれ一部
文書 2 3	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部
文書 2 4	3 枚目の一部
文書 2 5	3 枚目ないし 6 枚目， 2 3 枚目， 2 5 枚目， 2 7 枚目， 2 9 枚目及び 3 1 枚目のそれぞれ一部
文書 2 6	3 枚目ないし 7 枚目， 2 4 枚目， 2 6 枚目， 2 8 枚目及び 3 0 枚目の それぞれ一部
文書 2 7	3 枚目の一部
文書 2 8	3 枚目ないし 7 枚目の それぞれ一部
文書 2 9	3 枚目ないし 6 枚目の それぞれ一部
文書 3 0	3 枚目及び 4 枚目のそれぞれ一部
文書 3 1	3 枚目の一部
文書 3 2	3 枚目ないし 5 枚目の それぞれ一部
文書 3 3	3 枚目の一部
文書 3 4	1 枚目及び 5 枚目のそれぞれ一部
文書 3 5	1 枚目， 6 枚目， 7 枚目， 1 0 枚目， 1 3 枚目， 1 6 枚目， 1 9 枚目， 2 2 枚目， 2 5 枚目及び 2 8 枚目のそれぞれ一部
文書 3 6	1 枚目， 6 枚目， 9 枚目， 1 2 枚目， 1 5 枚目及び 1 8 枚目のそれぞれ一部

	文書 3 7	1 枚目, 2 枚目, 5 枚目, 8 枚目及び 1 1 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 8	3 枚目, 6 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
	文書 3 9 及び文書 4 0	3 枚目及び 6 枚目のそれぞれ一部	
	文書 4 1	3 枚目, 6 枚目及び 9 枚目のそれぞれ一部	
4	文書 1 6	3 枚目の内線番号	法人等に関する情報であり, 公にすることにより, 法人その他の団体の権利及び正当な利益を害するおそれがあるとともに, 国の機関が行う事務に関する情報であって, 公にすることにより, 偽計等の対象とされ, 緊急時あるいは必要な部外との連絡・調整に支障を来たすなど, 国の機関の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから, 法 5 条 2 号イ及び 6 号柱書きに該当するため不開示とした。